

(設置)

第1条 本市は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第2項の規定に基づき、地域包括支援センターを設置する。

(平21規則31・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 地域包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市地域包括支援センター	越前市府中一丁目13番7号

(事業)

第3条 越前市地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、法第115条の44第1項第2号から第5号までに掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業を実施する。

(平21規則31・一部改正)

(職員)

第4条 センターに、センター長のほか前条の事業の実施に必要な職員を置く。

2 センター長は、長寿福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 センター長は、センターの管理、運営その他の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(開所時間及び休所日)

第5条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 センターの休所日は、越前市の休日を定める条例(平成17年越前市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平19規則26・一部改正)

(運営協議会)

第6条 市は、センターの設置、運営、評価等に必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営に資するため、越前市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第7条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する地域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びに法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は変更

ウ 包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施

エ センターの設置者の申請により指定を受ける指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援について、その一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定及び変更

(2) センターの運営及び評価に関すること。

(3) 地域の連携、支援体制等に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(平21規則31・一部改正)

(委員)

第8条 運営協議会は、委員11人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 介護保険のサービス事業者及び医療、保健及び福祉に係る職能団体の関係者

(2) 介護保険の被保険者及び介護保険の利用者

(3) 介護保険以外の地域資源、地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(平19規則26・一部改正)

(会長及び副会長)

第9条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 会議において、第7条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に、委員が該当センターの設置者(設置希望者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

(任期)

第11条 運営協議会の委員の任期は、3年とする。

(庶務)

第12条 運営協議会の庶務は、福祉保健部長寿福祉課において処理する。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、越前市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年越前市告示第17号。以下「運営協議会設置要綱」という。)の規定により委嘱された委員又は委員の互選により選出された会長若しくは副会長については、この規則の相当規程により委嘱され、又は互選されたものとみなす。

3 第11条の規定にかかわらず、前項の規定により委嘱されたとみなした委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

4 この規則の施行前に、運営協議会設置要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月25日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。